ある日突然、犯罪などに巻き込まれると・・・

犯罪被害者等（被害者・ご家族・ご遺族）は、家族を失う、けがをするなどの直接的な被害だけでなく、周囲とのかかわりの中で、さらに傷つけられ、苦しめられることがあります。

心身の不調

・何も考えられない
・不安で眠れない
・頭が痛い、食欲がない
・事件のことがよみがえる
・自分を責めてしまう
・誰も信じられない
・イライラして怒ってしまう

生活上の問題

・仕事や学校をやめた
・自宅に住めずに引っ越した
・外出できなくなった
・生活が苦しくなった
・家族の仲が悪くなった

加害者からの更なる被害

・報復への不安や恐怖がある
・謝罪や反省の態度がない
・事実と異なる主張をされた

周囲の人の言動による傷つき

・無責任なうわさ話をされた
・配慮に欠ける取材を受けた
・ＳＮＳで誹謗中傷を受けた

捜査・裁判に伴う様々な問題

・事件を説明するのがつらい
・慣れない裁判が負担になる
・裁判に時間、費用がかかる

周囲の人の支えが必要です

●犯罪被害者等が傷つき、苦しんでいるとき、周囲の人の支えが大きな助けになります。
●犯罪被害者等の気持ちに寄り添い、付き添いや声掛けなど、あなたにできることがあるか考えてみてください。

犯罪により
被害に遭われた方へ

ひとりで悩まずご相談ください

小浜市役所　防災防犯課
月～金（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15
電話０７７０－６４－６００７
Mail:anzen@city.obama.lg.jp

小浜市犯罪被害者等支援条例

1　支援に関する基本理念

・犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられるよう、十分に配慮して行われなければならない。

・犯罪被害者等支援は、被害の状況および原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、迅速かつ適切に行われるとともに、再被害および二次被害を生じさせることがないよう、十分に配慮して行われなければならない。

・犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、適切な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

2　支援の主な内容

・相談および情報の提供

・見舞金の支給

・居住の安定

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

■見舞金

種類	金額	対象者
遺族見舞金	４０万円	犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族
重傷病見舞金	２０万円	犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者
性犯罪被害見舞金	１０万円	犯罪行為により性犯罪の被害を受けた犯罪被害者

■居住の安定

犯罪等により従前の住所に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における配慮（優先入居、一時使用）等必要な支援を行います。

■犯罪被害に遭われた場合の相談窓口

●小浜警察署（24 時間）
０７７０－５６－０１１０

●警察安全相談ダイヤル（24 時間）
＃９１１０

●犯罪被害者等総合相談窓口
（福井県県民安全課内）（平日 8:30～17:15）
０７７６－２０－０７３０

●性犯罪被害相談電話（福井県警察：24 時間）
＃８１０３　または　０１２０－２９２－１７０

●性暴力救済センター・ふくい（ひなぎく）（24 時間）
＃８８９１　または　０１２０－８８９１－７７

●福井被害者支援センター（月～土 10:00～16:00）
０１２０－７８３－８９２